

3 法人

1 1-1 法人とは何か

法人＝社団法人＋財団法人

社団＝一定の目的によって結集した人の集団

社団法人＝法人格を有する社団

権利能力なき社団＝社団としての実態はあるが、法律が権利能力を認めないもの

* 同窓会、町内会、学術団体は権利なき社団。権利なき社団をどこまで法人として扱うかが問題。

財団＝特定の目的を持って結合された財産の集合体

財団法人＝財産の集合体が、公益事業を行うために法人格を持ったもの

法人格＝自然人と同様に、組織体が権利や義務の主体となる地位にあるもの

法人＝営利法人＋非営利法人

営利＝法人が外部的経済活動によって得た利益をその構成員（社員）へ分配すること

営利法人＝利益を目的とした団体で法人格を持つもの

非営利法人＝利益を追求することのない団体で法人格を持つもの

* 営利社団法人のことを会社といい、会社法は株式会社、合名会社、合資会社、合同会社を定めている。

非営利法人＝公益法人＋その他の法人

公益法人＝公益（社会全体の利益）を目的とし営利を目的としない法人＝公益社団法人＋公益財団法人

その他の法人＝公益も営利も目的としない法人

広義の公益法人＝民法以外の特別法に基づいて設立される公益を目的とする法人＝学校法人（私立学校法）＋社会福祉法人（社会福祉事業法）＋宗教法人（宗教法人法）＋医療法人（医療法）＋更生保護法人（更生保護事業法）＋特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）

民法＝法人全体に適用される通則部分＋公益法人（公益社団法人＋公益財団法人）に適用される規定

↓

問題点あり

↓

公益法人は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」と「公益社団法人及び公益財団法人に関する法律」で詳細に規定

外国法人＝外国の法律に基づいて設立された法人＝権利能力はないが不便

↓

「外国、外国の行政区画、外国会社、法律または条約の規定によって特に認許された外国法人」（36条1項）

1 1-2 民法の規定

① 法人法定主義＝法人は「一般社団法人・財団法人法」「公益社団法人・財団法人法」「会社法」「農業組合法」「労働組合法」などの法律の規定によらなければ成立することができない（民法33条）

② 法人の権利能力の制限

- ・ 性質による制限＝自然人の権利能力はない
- ・ 法令による制限＝権利能力は法律により与えられるので、その範囲も法令（法律や命令）によって制限される。
- ・ 目的による制限＝権利能力は定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内に制限される。

定款（ていかん）＝法人の目的・組織並びにその業務執行に関する基本規則

約款（やっかん）＝法令・条約・契約などに定められた一々の条項。特に契約についていう。

11-3

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般社団・財団法）
 公益社団法人及び公益財団法人に関する法律（公益社団・財団法）

2008年11月までは公益社団法人および公益財団法人は設立目的の分野を所管する主務官
 て設立された（民法第3章法人・34条）

庁の許可を受け

↓
 主務官庁の許可主義では公益法人になることが難しい
 何が公益であるのかの基準が不明確

↓
 民法の公益法人に関する規定の大幅見直し
 一般社団・財団法、公益社団・財団法の制定

* 許可主義＝法人設立を許可するかどうかは主務官庁の自由裁量にゆだねられる
 特許主義＝法律によって特に許されたものだけが法人となる
 認可主義＝法律の定める要件を満たせば樹無官庁は認可しなければならない
 準則主義＝法律の定める要件を満たせば主務官庁の認可を必要とせずに法人となれる

11-3-1 一般社団法人、一般財団法人とは

一般社団法人、一般財団法人＝公益性の有無にかかわらず剰余金または残余財産の分配を目的としない社団または財団
 で、準則主義（登記）によって法人格が得られる。

一般社団法人＝2人以上の社員が定款を作成し公証人の認証を受け、登記することで成立。社員総会と理事会は必要
 だが理事会、監事または**会計監査人**は不要。

一般財団法人＝設立者が300万円以上を出し、定款を作成し、公証人の認証を受け、登記することで成立。評議員、
 評議員会、理事、理事会、監事は必要だが**会計監査人**は不要。

剰余金（じょうよきん）＝株式会社に固有のもので、自己資本額から法定資本金額を控除した残高。資本取引から生ず
 る資本剰余金と、損益取引から生ずる利益剰余金の二種類がある。
 残余財産（ざんよざいさん）＝特定の財産が清算されて後になお残った積極財産。法人または組合の解散、相続の限定
 承認の場合などに、その帰属が問題となる。

積極財産＝ある人に属する財産権の総体
 消極財産＝財産の構成部分として見た債務

11-3-2 公益社団法人、公益財団法人とは

一般社団法人、一般財団法人

↓
公益性の認定

↓
 公益社団法人、公益財団法人

○税制上の優遇 / ×行政庁からの監督

改訂前の民法（第3章34条）で設立された公益財団法人・社団法人は平成20年12月1日からは「特例社団法人・
 特例財団法人」として存続。

11-4 まとめ

法人	規定法律	
一般社団法人・一般財団法人 公益社団法人・公益財団法人 学校法人 宗教法人 特定非営利活動法人 農業組合 漁業組合 消費生活協同組合 労働組合	一般社団・財団法 公益社団・財団法 私立学校法 宗教法人法 特定非営利活動促進法 農業組合法 漁業組合法 消費生活協同組合法 労働組合法	非 営 利 法 人
株式会社 合名会社 合資会社 合同顔者	会社法	営 利 法 人